

平成30年2月28日  
桐生大学・桐生大学短期大学部学長  
岡安 勲

## 奨学生であった皆様へ

本学での学業を終えられ、今はお元気でご活躍のことと存じます。

特に、在学中に日本学生支援機構の奨学生であった皆様は、10月から奨学金の返還を開始されていることと存じます。

ところで、奨学金は口座振替により返還することとなっていますが、例年、最初の引き落としができない方が若干名いるようです。

最初の引き落としができないと、延滞となって、なかなか抜け出せなくなる恐れがあります。

そのようなことがないように、在学中からさまざまな機会にご説明をし、資料をお配りしてきましたが、改めて《注意喚起》のために、皆様に呼びかけています。

あなたの返還金は、口座から、きちんと引き落とされていますか。  
あるいは、返還ができていないということはありませんか。  
もう一度、ご確認ください。

万が一、返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や、減額返還制度などの仕組みがあります。それらを利用したいという場合には、すみやかに

**日本学生支援機構の相談窓口 番号0570-666-301**

にお電話してください。

ご相談の際には、皆様の奨学生番号をお忘れなきようご注意ください。

このご案内は、今年のお秋、10月から奨学金の返還が開始される方にお知らせしています。今の時点で、毎月きちんと返還していたり、在学届の提出や返還期限猶予などの手続きを済ませたりしている方は、とくべつな手続きはありません。

奨学生であった皆様の奨学金の返還金は、次の奨学金の原資となります。本学としても、後輩学生たちのため、皆様に格別の留意をお願いする次第です。

以上